

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月6日

岡山市水道事業管理者
栗原 諭

1 入札に付する事項

1 業務名	岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託
2 履行場所	岡山市内全域
3 履行準備期間	契約日から令和8年3月31日
4 履行期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（60か月）
5 支払方法	毎月末締め払いとし、検査合格後、請求書を受理した日から30日以内とする。
6 入札保証金	「一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）3のとおり
7 契約保証	契約保証金 詳細は共通事項10のとおり
8 委託内容	仕様書のとおり

2 入札等の手続きに関する事項

1 公告期間及び公告方法	公告日から開札日まで岡山市水道局ホームページ／入札・契約情報（以下「入札・契約ホームページ」という。）に掲載する。
2 設計図書取得期間及び取得場所	公告日から開札日まで入札・契約ホームページに掲載しているので、ダウンロードし、取得すること。
3 設計図書等質問受付期間	公告日から 令和7年8月15日（金）午後4時まで
4 設計図書等質問方法	質問は電子メール又はファクシミリの方法でのみ受け付ける。
5 設計図書等質問提出先	岡山市水道局総務部管財課契約係 Eメールアドレス keiyaku@water.okayama.okayama.jp FAX 086-221-8473 ※質問送付の後、電話で到着の確認を行うこと。
6 設計図書等回答掲載期間	令和7年8月21日（木）午後4時から開札日まで
7 設計図書回答掲載場所	入札・契約ホームページに掲載する。
8 入札方法	共通事項2及び4のとおり 管財課において交付された 入札書郵送用指定封筒 （以下「指定封筒」という。）を用いて、岡山大学町郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付けるので、質問回答を確認した後に郵送すること。ただし、岡山大学町郵便局に期限内必着のこと。

	※一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札は無効 指定封筒は管財課契約係で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を 「〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課契約係」まで送付すること。
9 入札書受付期間	令和7年8月21日（木）から 令和7年9月3日（水）まで（岡山大学町郵便局必着）
10 開札日時及び場所	令和7年9月5日（金）午前11時00分 岡山市水道局（本局）2階入札室
11 参加資格確認申請書類提出方法	開札の結果、共通事項4（9）により参加資格の有無の確認を行う対象者になった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を岡山市水道局総務部管財課契約係へ持参する方法により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 ※受付は窓口受付のみとし、それ以外の方法では受け付けない。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。
12 参加資格確認申請書類	（1）一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） （2）指名停止等措置状況調書（様式第2号） （3）業務実績一覧表（様式第3号） （4）業務実績証明書（様式第4号）及び契約書の写し （5）一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの許諾証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステムの登録証の写し 以下は共同企業体を構成する場合のみ （6）共同企業体協定書（様式第5号） （7）委任状（様式第6号） <u>申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
13 参加資格確認申請書類受付期限	令和7年9月9日（火）午後5時15分まで （岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加資格共通事項	共通事項1のとおり
2 登録部門	役務
3 登録区分	下記①又は②に該当すること。 ①単独企業の場合 業種「その他の委託」、業種細区分「その他委託」に登載され、希望業種「徴収収納業務」を希望していること。 ②共同企業体の場合

	ア 第1構成員 業種「その他の委託」、業種細区分「その他委託」に登載され、希望業種「徴収収納業務」を希望していること。 イ 第2構成員 業種「その他の委託」、業種細区分「受付、案内、電話交換」に登載されていること。
4 市内外業者区分	市内業者、市内扱い業者、準市内業者又は市外業者
5 実績について	下記①又は②を満たすこと。 ①単独企業の場合 令和2年4月1日以降に、日本国内の水道事業体において、給水人口35万人以上の区域の「水道メーターの点検業務」、「未納水道料金の徴収業務」及び「電話受付業務」を1契約で、継続して24か月以上の履行実績を有していること。 なお、共同企業体による履行実績は認めない。 ②共同企業体の場合 ア 第1構成員 令和2年4月1日以降に、日本国内の水道事業体において、給水人口35万人以上の区域の「水道メーターの点検業務」及び「未納水道料金の徴収業務」を1契約で、継続して24か月以上の履行実績を有していること。 イ 第2構成員 令和2年4月1日以降に、日本国内の水道事業体において、給水人口35万人以上の区域の「電話受付業務」を、継続して24か月以上の履行実績を有していること。 ※継続して24か月以上の履行実績とは、契約中のものを含む。 ※水道事業体とは、水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づき、水道事業を経営する地方公共団体をいう。
6 企業共同体の構成要件	共同企業体で参加する場合の構成要件は次に掲げるとおりとする。 (1)この入札において、1の構成員は同時に2以上の共同企業体の構成員になることはできない。単独で参加する者は、共同企業体の構成員となることはできない。 (2)共同企業体の存続期間は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。 (3)共同企業体の代表者は、第1構成員とする。 (4)共同企業体協定書は、局指定の様式とする。
7 その他の条件	(1)一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けている者であること。 (2)共同企業体による参加の場合、全ての構成員からそれぞれ3名以上の常時雇用関係にある社員を配置することができること。

	(3) 業務の実施に必要な人数の社員を配置し、業務責任者及び主任従事者については、常時雇用関係にある社員を配置することができること。なお、共同企業体による場合は、業務責任者は第1構成員から、電話受付業務の主任従事者は第2構成員から配置することができること。
--	--

「岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託」の入札書提出についての注意事項

「岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託」について、下記のことを了承した上で入札書を提出すること。

記

1 入札書に記入する金額について

入札書には、設計図書（明細書及び仕様書）により積算した総額（税抜）を記入すること。

2 契約金額について

契約金額は、下記（１）（２）により算出するものとし、検針業務委託料については単価契約、料金徴収業務等委託料については総価契約を締結するものとする。（入札価格は、契約金額ではないので注意すること。）

（１）検針業務委託料

検針業務委託料については、下記構成比率表のとおり、入札価格に検針業務委託料の構成比率（40%）を乗じて得た額を、予定交付件数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を契約金額とする。

（２）料金徴収業務等委託料

料金徴収業務等委託料については、入札価格から検針業務委託料の契約金額に予定交付件数を乗じて得た額を減じた額を契約金額とする。

●構成比率表

名称	構成比率	業務価格	数量	単位	契約金額 (税抜)	備考
検針業務委託料	40%	(B)	(C) 10,660,000	件	(D)	・ (B) = (A) × 40% ・ (D) = (B) ÷ (C) ※ 1円未満の端数切捨て ・ (C) は予定交付件数
料金徴収業務等委託料	60%		1	式	(E)	(E) = (A) - (D) × (C)
計	100%	(A)	←入札価格			

例) 入札価格が、2,000,000,000円（税抜）であった場合

名称	構成比率	業務価格	数量	単位	契約金額 (税抜)	備考
検針業務委託料	40%	(B) 800,000,000	(C) 10,660,000	件	(D) 75	・ (B) = (A) × 40% ・ (D) = (B) ÷ (C) ※ 1円未満の端数切捨て ・ (C) は予定交付件数
料金徴収業務等委託料	60%	1,200,000,000	1	式	(E) 1,200,500,000	(E) = (A) - (D) × (C)
計	100%	(A) 2,000,000,000	←入札価格			

一般委託・役務等の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。また、岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (3) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号）第2条第1項第4号の規定に該当しないこと。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については水道局総務部管財課において交付された指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り管財課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）を入札書に記入することとし、1円未満の端数金額の入札書への記載を可（ただし小数第3位まで）とする。落札決定に当たっては、次の計算式により予定総金額を算出する。
$$\text{入札書記載の単価} \times \text{予定数量} \times 1.10$$

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (3) 入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したもの指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。この場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。
- (4) 指定封筒には、必要事項を記入すること。
- (5) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

3 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額）の100分の5以上の額とする。
単価契約の場合、契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上の額とする。
- (2) 以下の場合、入札保証金を免除する。
 - ① この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、当局との間で締結した契約を履行しないこと又は当局から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ② 入札保証保険契約を締結したとき
- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、管財課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を管財課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証を管財課へ提出すること。入札保証保険契約

を締結した場合も同様とする。)

4 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱第8条に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。ただし、入札が不調となったときは、直ちに再公告する場合がある。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない当局職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は有資格者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (12) 当局は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規程の規定を遵守すること。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
- (10) 指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札

- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

下記 7 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 管理者が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 管理者が指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 管理者は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、6 のいずれかに該当することが確認された場合はこの限りではない。
- (2) 管理者は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2 順位の入札書を提出した者（以下「第 2 順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 管理者は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、第 3 順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 2 日後（休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）。
- (5) 管理者は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 管理者は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 管理者は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

管理者は、上記 7 の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、必要があると認めるときは、履行確保の調査を実施し、資格確認者を落札者とするか否かを決定することができるものとする。

なお、落札者は、管理者が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 管理者は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 契約保証金について

- (1) 契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の額とする。
- (2) 契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後3時まで提出すること。

保 証 の 方 法	提出書類
① 契約保証金の納付（納入通知書は管財課で作成する。必ずあらかじめ管財課に連絡すること。）	契約保証金に係る領収書及びその写し
② 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
③ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券

11 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。
- (3) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市水道局ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市水道局ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程及び岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱に定めるところによる。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

岡山市水道局総務部管財課契約係

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

電話：086-234-5917（直通）

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

様式第 1 号

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記委託契約に係る一般競争入札の落札候補者となりましたので、関係書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者ではありません。また、この申請書の記載内容と添付書類については事実と相違なく、証明書等の添付書類について交付日以後内容に変更がないことを誓約します。

記

- 1 入 札 年 月 日 令和 7 年 9 月 5 日
- 2 委託契約等の名称 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託

令和 年 月 日

指名停止等措置状況調書

(商号又は名称)

岡山市水道局以外の公共機関から 指名停止、指名留保等の措置を受け ているかどうか	措置を受けていない・措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
--	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公共機関名	
措置期間	
措置理由	
その他	

(注) この調書は、今回発注委託業務の一般競争入札参加資格確認申請時に提出するとともに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やかに必要事項を記載して再提出してください。

業 務 実 績 一 覧 表

(商号又は名称)

水道事業体名	主な業務内容	履行期間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

※令和 2 年 4 月 1 日以降に履行した業務について記入してください。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託（以下「委託業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和____年____月____日に成立し、委託業務の委託期間終了後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 住 所
(代 表 者) 商号又は名称

第2構成員 住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(第1構成員)_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに請負代金の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の業務の分担)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の実施に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の実施に伴い運営委員会が決定した業務分担の実施に関し、それぞれ責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行支店とし、共同
企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務の完了後当該委託業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第14条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務の期間を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(構成員の除名)

第14条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては、第14条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第15条の2 正当な理由がなく、代表者が脱退すること又は、代表者を除名することはできない。

(解散後の契約不適合責任)

第16条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____, _____は,

上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を3通作成し、各通に構成員が記名押印し、1通を発注者に提出し、残りを各自所持するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員 住 所
(代 表 者)

商号又は名称

代表者名

印

第2構成員 住 所

商号又は名称

代表者名

印

委 任 状

令和 年 月 日

岡 山 市 水 道 事 業 管 理 者 様

業務名 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託

名 称 共同企業体

第 1 構 成 員 住所
(代 表 者) 商号又は名称
代表者名 印

第 2 構 成 員 住所
商号又は名称
代表者名 印

下記の者を代理人と定め、上記委託業務に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受任者 住所
商号又は名称
代表者名 印

- 1 見積入札に関する一切の件
- 2 参加資格確認申請に関する件
- 3 委託代金及び保証金の請求、受領に関する件
- 4 その他契約手続きに関する一切の権限

入 札
見 積 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税は含まれておりません。

ただし 件名 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託
場所 岡山市内全域

岡山市水道局契約規程及び関係書類（設計書，仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

住 所
氏 名

印

く じ 用 数 字		

入札書
見積

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消費税は含まれておりません。

ただし 件名 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託
場所 岡山市内全域

岡山市水道局契約規程及び関係書類（設計書，仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

名称 共同企業体

第1構成員 住 所
(代 表 者) 氏 名 印

第2構成員 住 所
氏 名 印

くじ用数字		